平成24年度　阿賀町の決算と財政状況

平成２４年度の町の決算がまとまりました。決算は、町にどのようなお金が入り、どのようにお金を使ったかを表す町の家計簿です。決算を通して、みなさんが納めた税金の使いみちや町の財政状況などをお知らせします。

阿賀町の会計

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではありません。各団体相互間の状況を比較検討するため統一的な方法により、一般行政部門の会計を「普通会計」として整理し、その他の会計と区分しています。阿賀町の普通会計には、一般会計、診療所特別会計及び町営スキー場事業特別会計が含まれます。

平成24年度普通会計決算の概況

１　歳入歳出決算額

歳入は、普通交付税において地域経済・雇用対策費の区分が新たに追加となり増額になったほか、平成 23 年７月新潟・福島豪雨災害対応事業の繰越しに伴い、県支出金（県からの交付金）及び町債（町の借入金）が繰越したため増額し、総額で前年度に比べ５億 1,208 万１千円の増額になりました。

歳出は、平成２３年７月新潟・福島豪雨災害対応事業の繰越しにより災害復旧費が増額になったほか、町債を繰上償還したことにより公債費が増額となり、総額で前年度に比べ６億 2,673 万５千円の増額になりました。

	平成２４年度	平成２３年度	増減額
歳　入	158 億 8,716 万９千円	153 億 7,508 万８千円	５億 1,208 万１千円
歳　出	152 億 6,459 万４千円	146 億 3,785 万９千円	６億 2,673 万５千円

２　決算額の推移

決算額は次のグラフのとおり推移しています。市町村合併に伴う打ち切り決算により、持越、未収・未払額が含まれた平成１７年度を除き、若干の縮小傾向にあり、ほぼ横ばいとなっていましたが、平成２４年度は平成２３年７月新潟・福島豪雨災害対応事業の繰越し等により、歳入、歳出決算額が増額になりました。

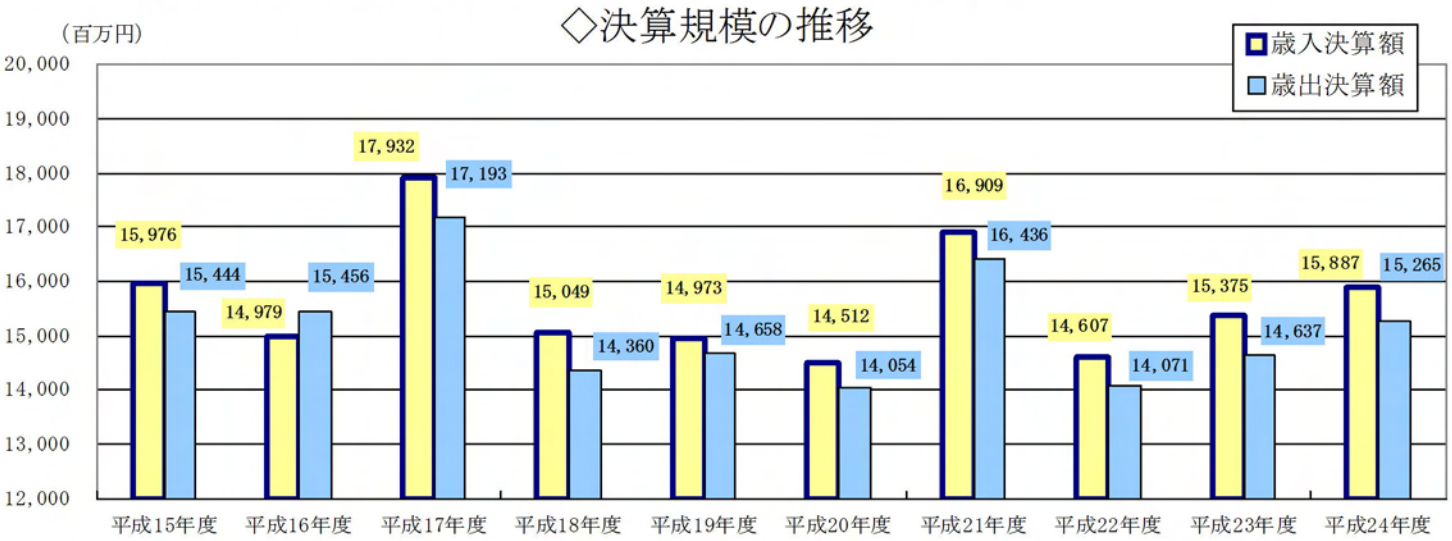

3 決算収支

決算収支には歳入と歳出の差額を示す形式収支のほか、いくつかの収支があります。 (単位：千円)

区分	平成 24 年度決算額	平成 23 年度決算額	増減額
形式収支	622,575	737,229	△114,654
実質収支	570,706	380,701	190,005
単年度収支	190,005	△49,886	239,891
実質単年度収支	669,587	△219,479	889,066

※ 形式収支 … 地方公共団体のその年度の歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。年度内に収入された現金と支出された現金の差額です。今年度は黒字が減額になっています。

※ 実質収支 … 形式収支から翌年度に繰り越されるべき財源を控除した額が実質収支であり、累積の黒字又は赤字を表します。今年度は黒字が増額になっています。
年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては繰越明許費や事故繰越等として翌年度に繰り越されます。翌年度に繰り越されるべき財源とは、それに伴い繰り越されることになった、使い道の決まっている財源のことです。

※ 単年度収支 … 実質収支には前年度以前からの累積された黒字又は赤字が含まれていることから、当該年度だけの収支を把握するため、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きます。今年度は黒字になっています。

※ 実質単年度収支 … 単年度収支に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除した場合単年度収支が実質的にどのようになったか検証するものです。今年度は財政調整基金の取り崩しを行わず、地方債の繰上償還を行ったことから、黒字になっています。

実質収支と実質単年度収支について

- 実質収支には前年度以前から累積された黒字又は赤字が含まれています。
- 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支です。
- 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示しています。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となります。
- 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か赤字かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、基金の積立てや取り崩し、地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要があります。

4 公債費・地方債現在高

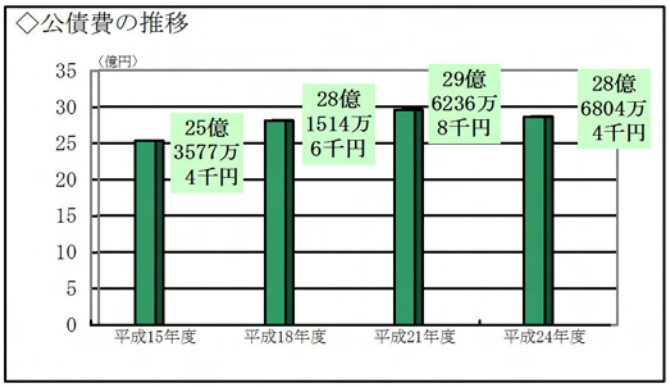

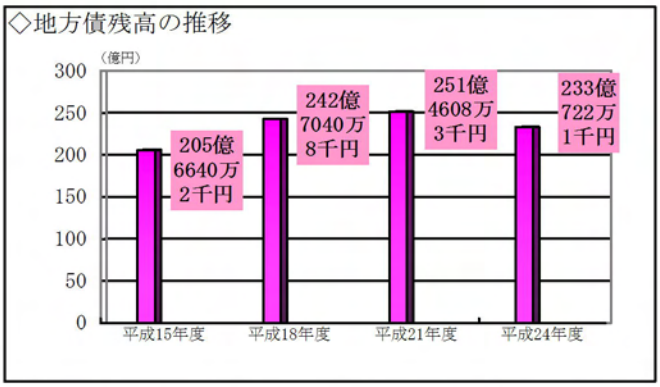

※ 「地方債」とは地方自治体が財政上必要とする資金を政府・銀行等から調達することによって負担する長期的な債務（借金）のことで、その元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費を「公債費」といいます。

歳入

「町に入ってくるお金には、どんな種類があって、どこから来ているのでしょうか？」

1　歳入内訳の構成

歳入に占める割合は、地方交付税、町債、県支出金の順になっています。また、一般財源の割合は 66.5％でした。

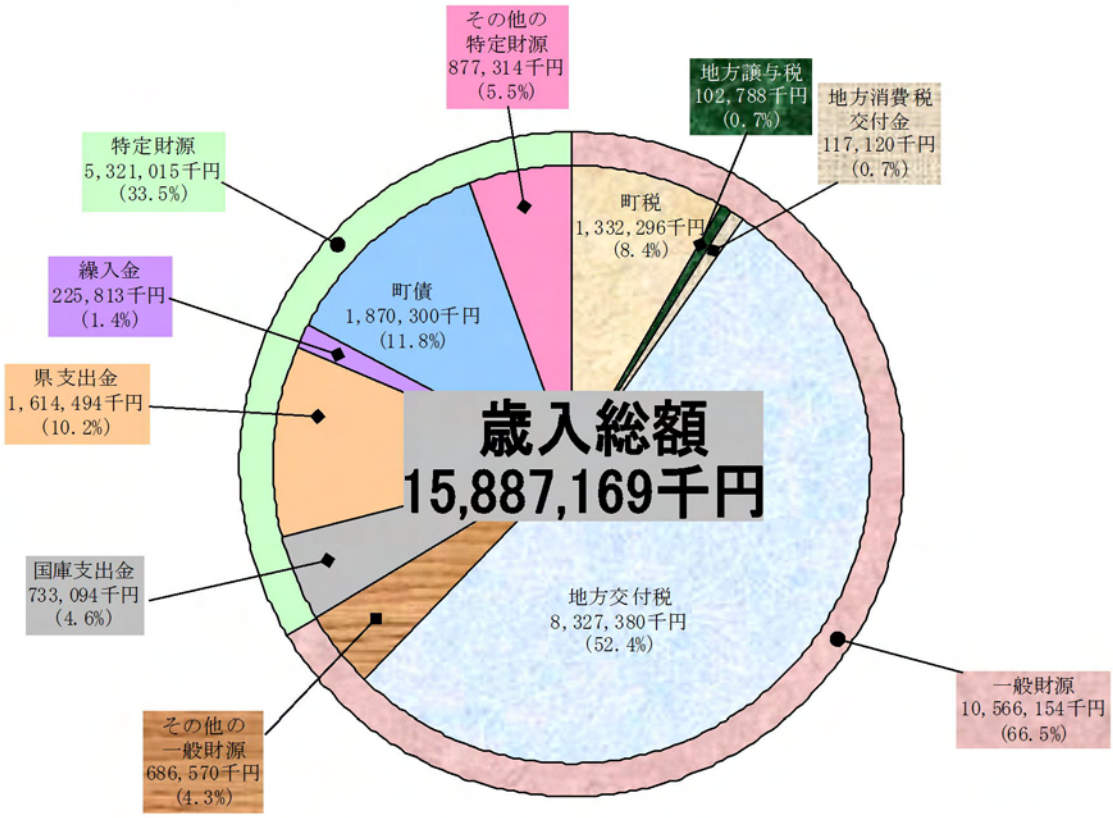

※　地方譲与税　…　国税として徴収したものを、国が一定の基準により、地方公共団体に対して譲与するものです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

※　地方消費税交付金　…　地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市町村に対して交付するものです。

※　地方交付税　…　全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市町村に交付するものです。

一般財源

地方税や地方交付税のように、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の合計額を一般財源として扱っています。町が様々な行政ニーズに適切かつ柔軟に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

自主財源と依存財源

町の歳入は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように町が自ら収入額を見積もり賦課徴収することのできる自主財源と、国庫支出金、地方交付税、地方譲与税などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに区分されます。地方公共団体が自主性を発揮して行政をすすめるためには、自主財源の確保が必要とされますが、阿賀町は自主財源が乏しく、歳入総額の約 80％が地方交付税などの依存財源となっています。

2 町　税

町民の皆さんや町内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税などがあり、町の自主財源でかつ一般財源であります。町民税及び固定資産税で町税収入の約９０％を占めています。

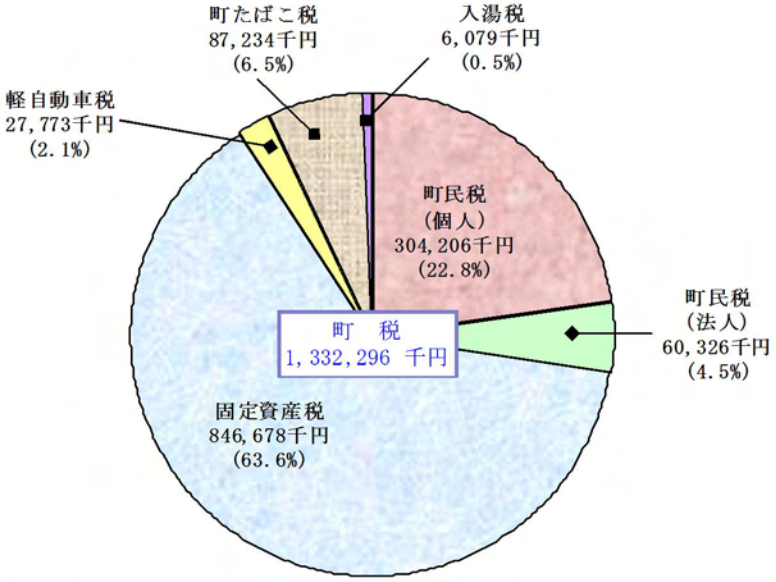

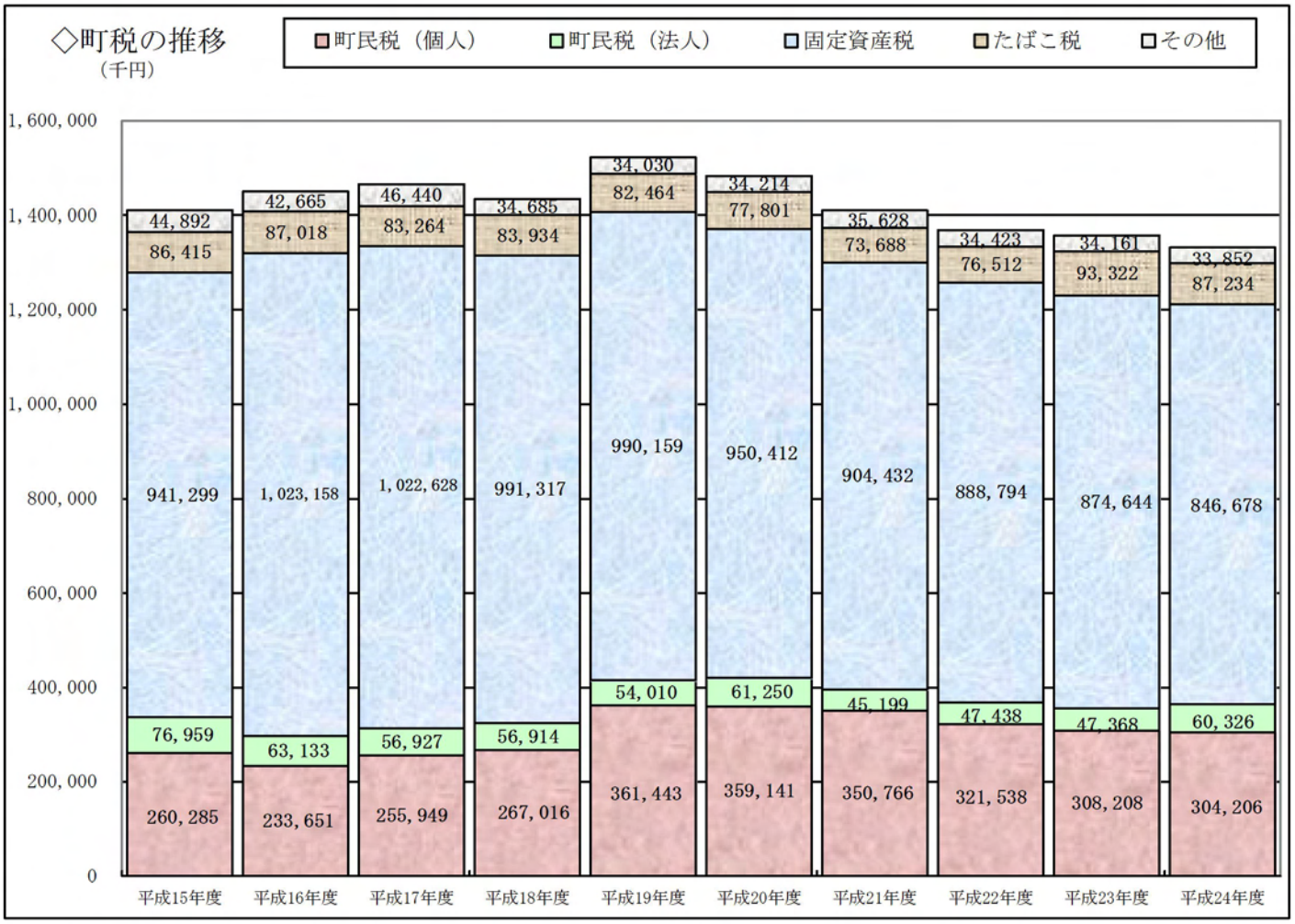

平成 19 年度では税源移譲により税収が増加したものの、町税の大部分を占める固定資産税が宅地評価額の下落や償却資産の減少に伴い、年々減ってきています。また、経済の低迷や町内の高齢化率の上昇による生産労働人口の低下が町税の減少の要因となっています。

財政力指数

ある年度の地方自治体の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標で、これが１を下回れば地方交付税の交付団体であり、１を上回れば不交付団体となります。指標としては３年度間の平均値を用い、この値が高いほど財政力が強いとされています。言い換えると、財政力指数が小さいほど地方税の収入能力は低く、交付税への依存度は高いということになります。阿賀町が、まさしくこの状況で歳入全体の約５２％を地方交付税に依存しています。

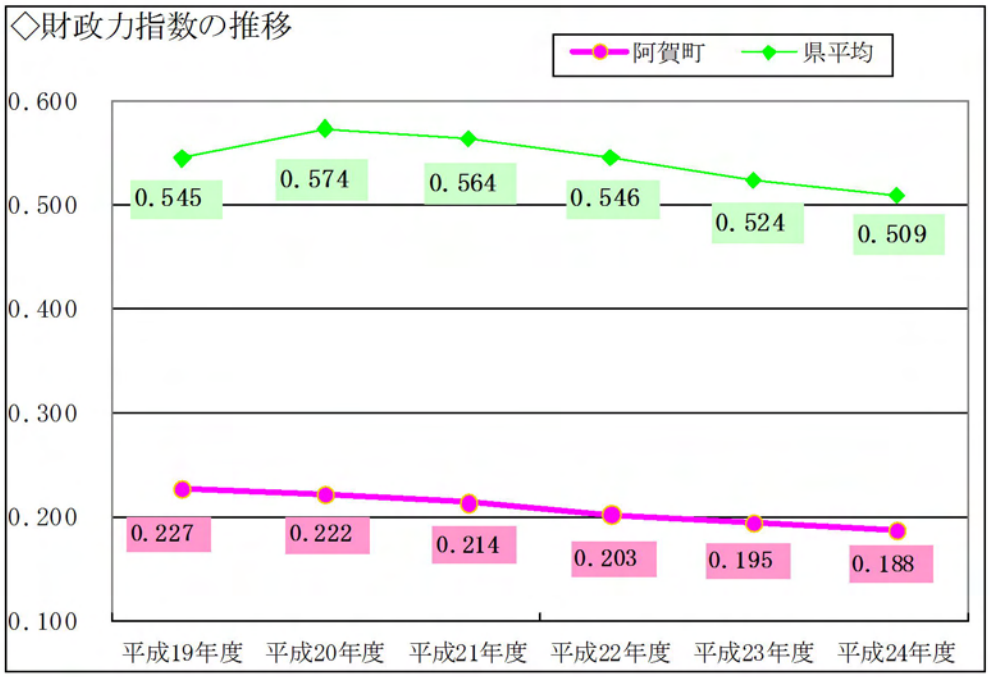

財政力指数の
県内市町村との比較

0.077	粟島浦村
0.188	阿賀町
0.217	出雲崎町
0.232	関川村
0.253	津南町
0.257	佐渡市
0.416	阿賀野市
0.446	五泉市
0.496	新発田市
0.509	県平均
1.089	湯沢町
1.147	聖籠町
1.466	刈羽村

基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を言います。

総体として年度間の財政調整機能を担わせられている状況となっています。阿賀町では、合併振興基金を除くと、十分とは言えず枯渇状態に近くなっています。

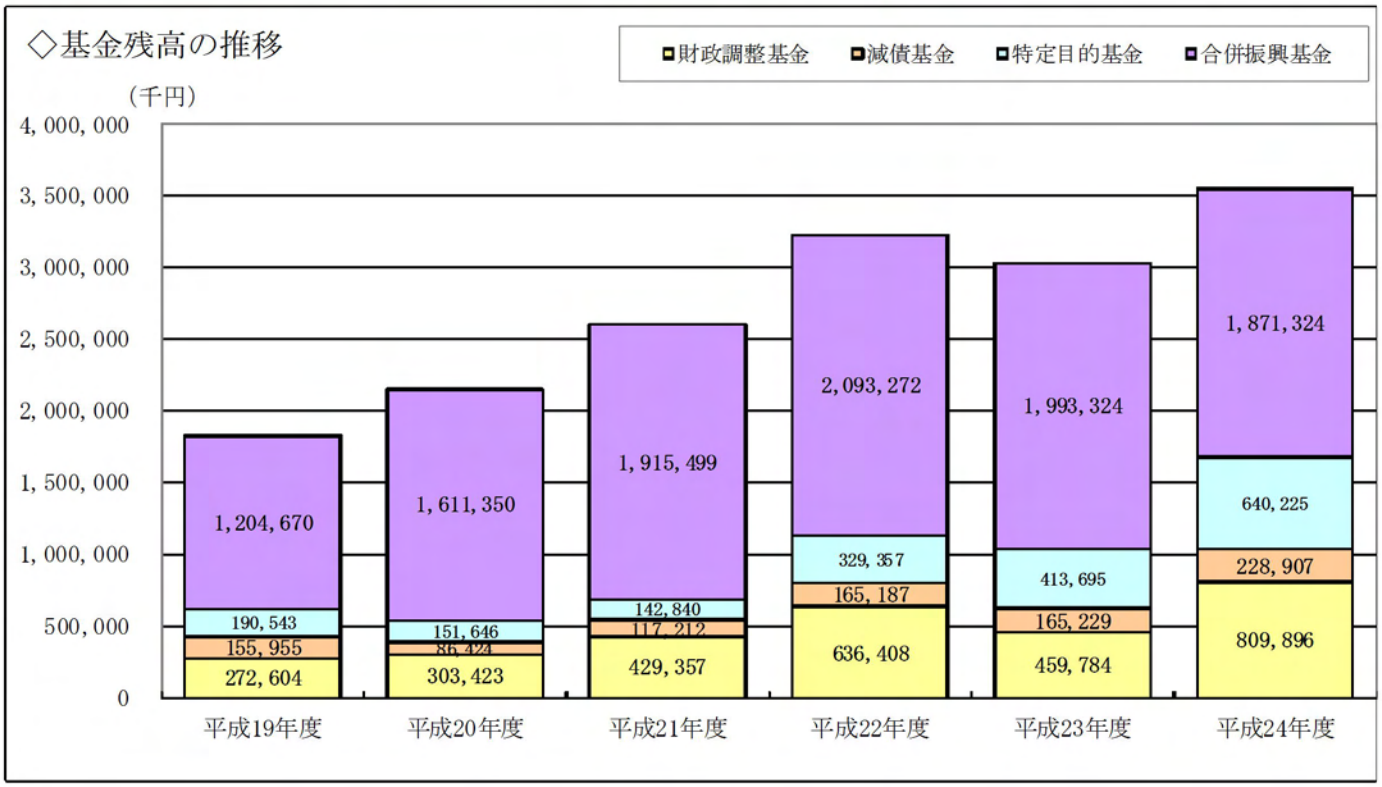

歳出

「町のお金は何に使われているのでしょうか？」

1　目的別分類

使われたお金を目的別に分類すると、公債費、民生費、総務費、土木費、衛生費などに多く使われています。

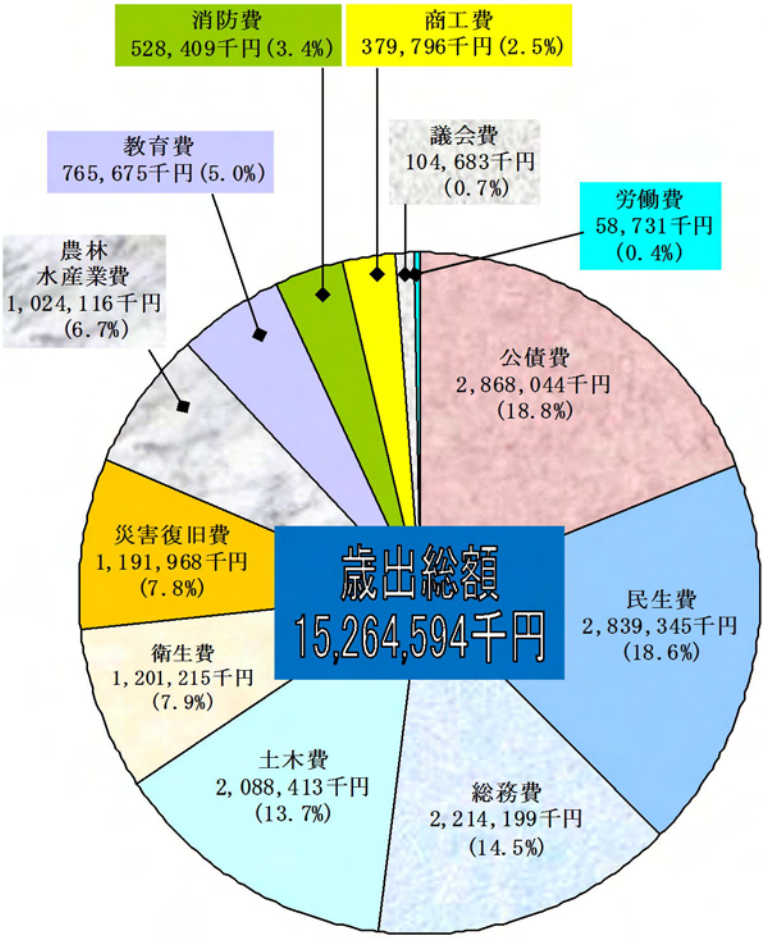

公　債　費：	借入金の元金・利子などの支払い経費
民　生　費：	児童、高齢者、心身障害者等の福祉の充実のための経費
総　務　費：	庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などに係る経費
土　木　費：	道路、住宅等の整備や維持管理経費
衛　生　費：	町民の健康管理やごみ・し尿処理経費
災害復旧費：	災害箇所の復旧に係る経費
農林水産業費：	農業や林業等に関する経費
教　育　費：	学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興に係る経費
消　防　費：	消防活動ほか防災対策経費
商　工　費：	商工業の振興及び観光に係る経費
議　会　費：	町議会活動に係る経費
労　働　費：	雇用対策等に係る経費

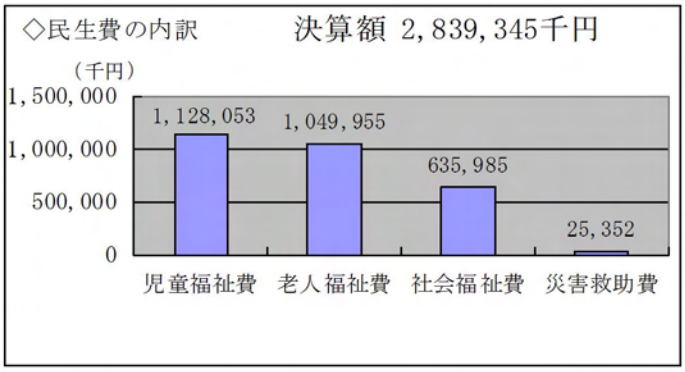

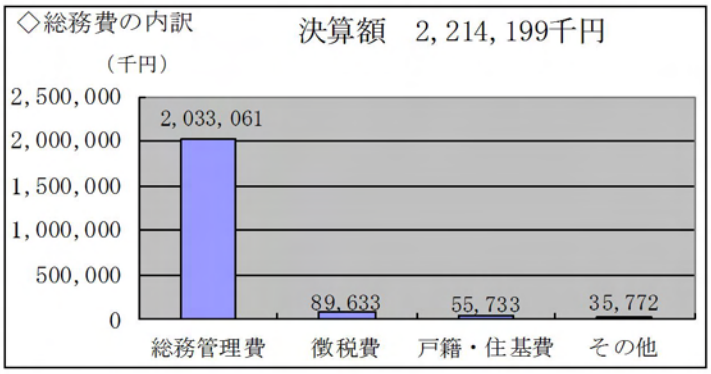

民生費	「児童福祉費」に多くの経費が使われています。この中には、統合保育園整備に係る経費５億 4,988 万7千円が含まれています。「老人福祉費」には、介護福祉施設の防災改修のための介護基盤緊急整備事業に１億 6,200 万円が、「社会福祉費」には、重度身心障害者医療費助成事業に係る経費　4,518万８千円が含まれています。

総務費	「総務管理費」に多くの経費が使われています。この中には、生活交通確保対策に係る経費 7,378 万８千円、集落集会施設整備に係る経費　7,061 万７千円、情報ネットワーク管理に係る経費　6,492 万３千円などが含まれています。各行政区への交付金、役場の本庁や支所の維持管理等の経費も「総務管理費」に含まれます。

◇土木費の内訳　決算額 2,088,413千円

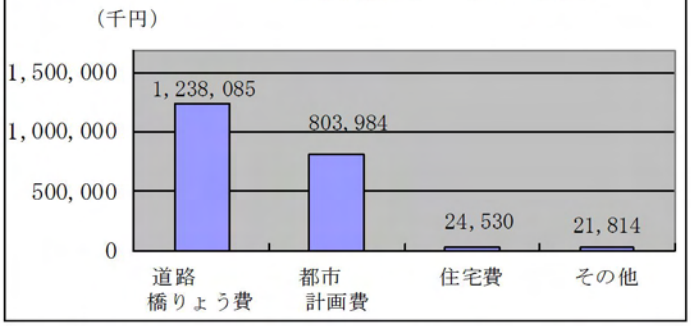

◇衛生費の内訳　決算額 1,201,215千円

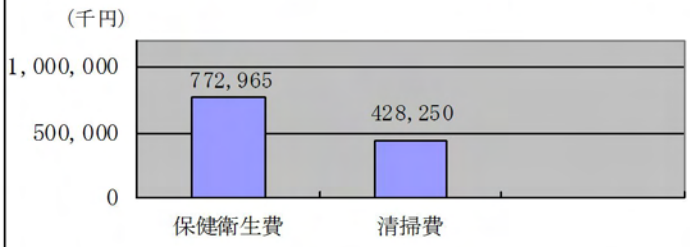

土木費

「道路橋りょう費」に多くの経費が使われています。この中には、除排雪対策に係る経費　７億 1,423 万３千円が含まれます。「都市計画費」には、下水道費として下水道事業特別会計への繰出金 ８ 億３６０万円が含まれています。

衛生費

「保健衛生費」に多くの経費が使われています。この中には、簡易水道事業特別会計への繰出金　３億 1,061 万５千円のほか、町営診療所運営経費、予防接種、子ども医療費助成等に係る経費等含まれます。「清掃費」には、ごみ、し尿処理に係る経費　３億 9,841 万５千円が含まれています。

◇農林水産業費の内訳　決算額 1,024,116千円

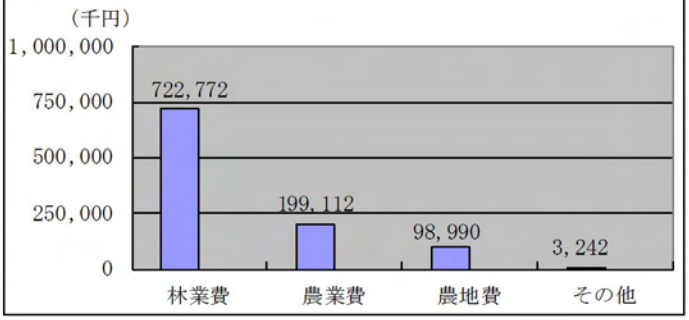

◇教育費の内訳　決算額 765,675千円

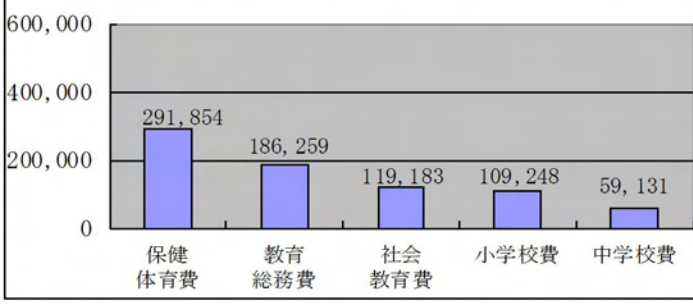

農林水産業費

「林業費」に多くの経費が使われています。この中には、ペレットボイラー設置工事など木質バイオマス利活用推進に係る経費　３億6,230万４千円が含まれます。「農業費」には、山間地農業維持のための中山間地域等直接支払事業に係る経費　3,717 万３千円、「農地費」には、国土調査に係る経費　3,236 万円１千円が含まれています。

教育費

「保健体育費」では、学校給食に係る経費　１億 2,449 万１千円、全国高等学校総合体育大会開催に係る経費 5,609 万円が含まれています。「教育総務費」では、スクールバス運行に係る経費　9,108 万１千円、「社会教育費」では、郡史編さんに係る経費　1,674 万９千円が含まれています。

◇目的別歳出決算額の推移

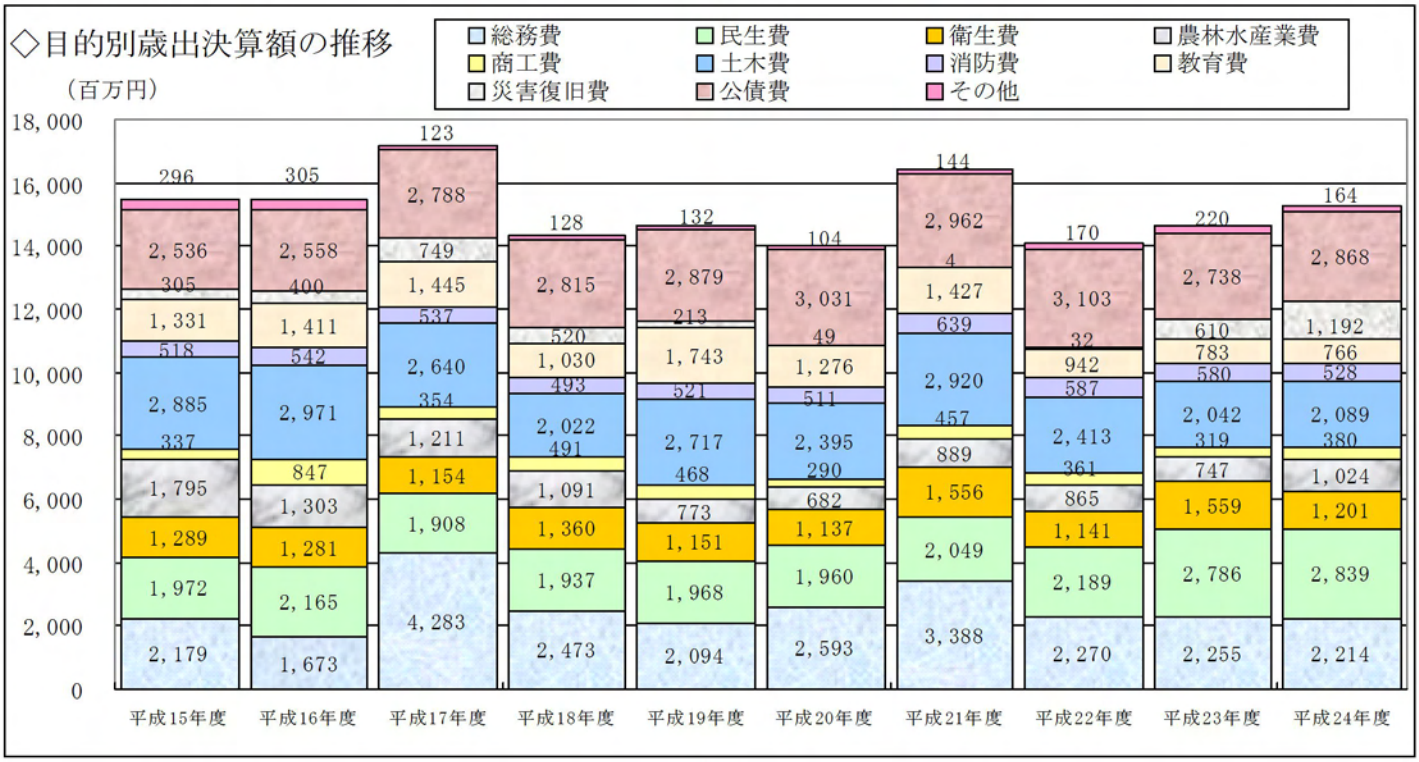

財政構造の弾力性

「財政面から見た行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？」

町が住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年支出の必要がある義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1　経常収支比率

財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標が経常収支比率です。地方税・普通交付税などの、使いみちを制限されない毎年収入される性質の収入（経常的な収入）に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出（経常的な支出）の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

平成２４年度の阿賀町の経常収支比率は、普通交付税（臨時財政対策債含む）が大幅に増加したことにより前年度比 2.7％減の 87.1％になりました。全国市町村平均を下回りましたが、公債費及び豪雪に伴う維持補修費の増加により、経常的経費に充当する一般財源は増加傾向にあります。財政構造は硬直化し高い水準で推移していることから、さらに改善が必要であると言えます。

◇経常収支比率の推移

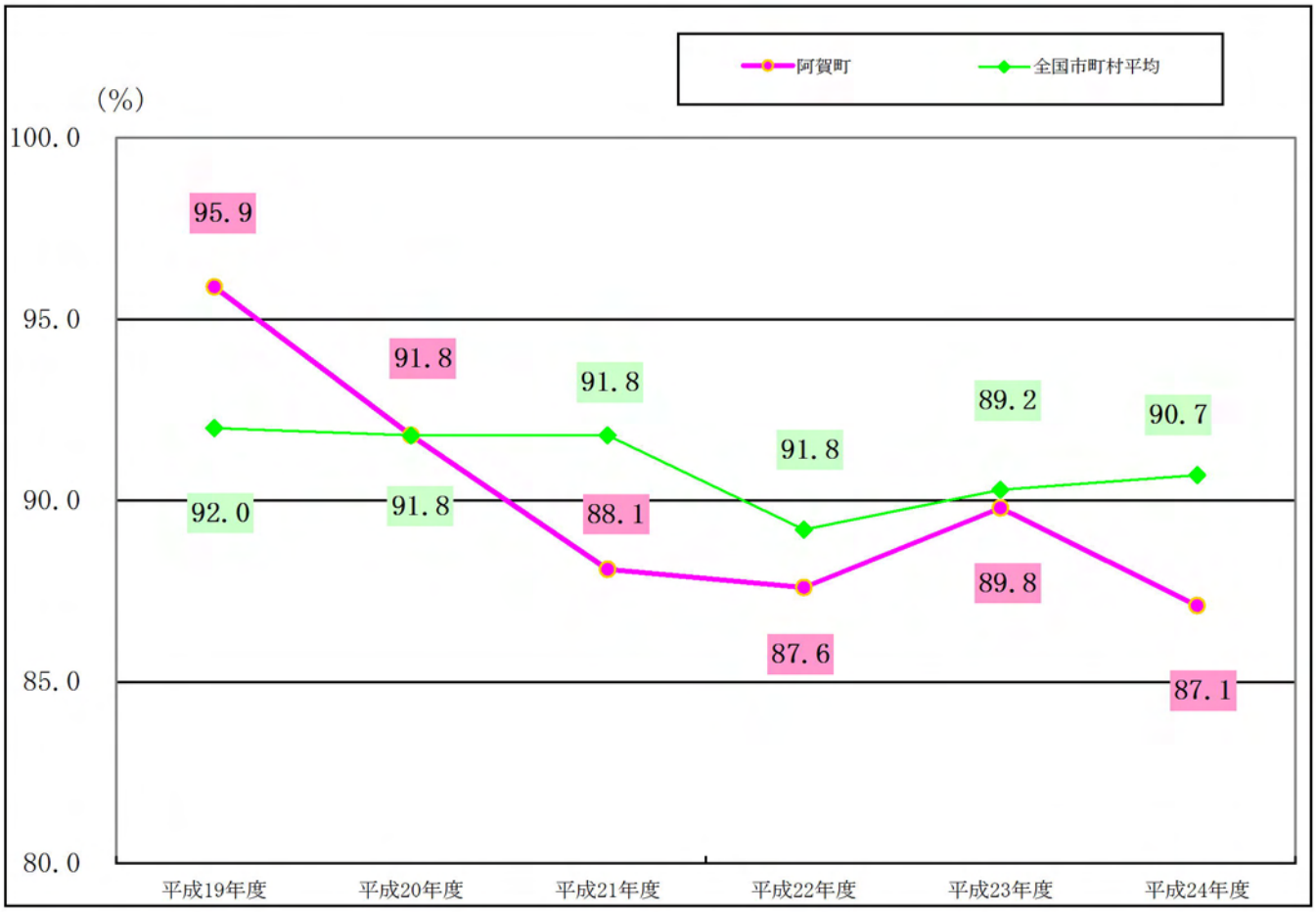

平成24年度
健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）が施行され、地方公共団体は毎年度の決算を基に健全化判断比率および公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の監査を受けた後、これを議会に報告し公表することが義務づけられました。

このことから、阿賀町の平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の算定結果についてお知らせします。

健全化判断比率

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
阿賀町		－ （△5.96）	－ （△8.41）	17.6	181.2
	早期健全化基準	13.41	18.41	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－（該当なし）」で表示し、参考に黒字の比率を（△）で表示しています。

資金不足比率

		水道事業会計	簡易水道事業 特別会計	下水道事業 特別会計
阿賀町		－ （△159.7）	－ （△0.2）	－ （△0.4）
	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足比率がないため「－（該当なし）」で表示し、参考に資金剰余の比率を（△）で表示しています。

健全化判断比率・資金不足比率の指標

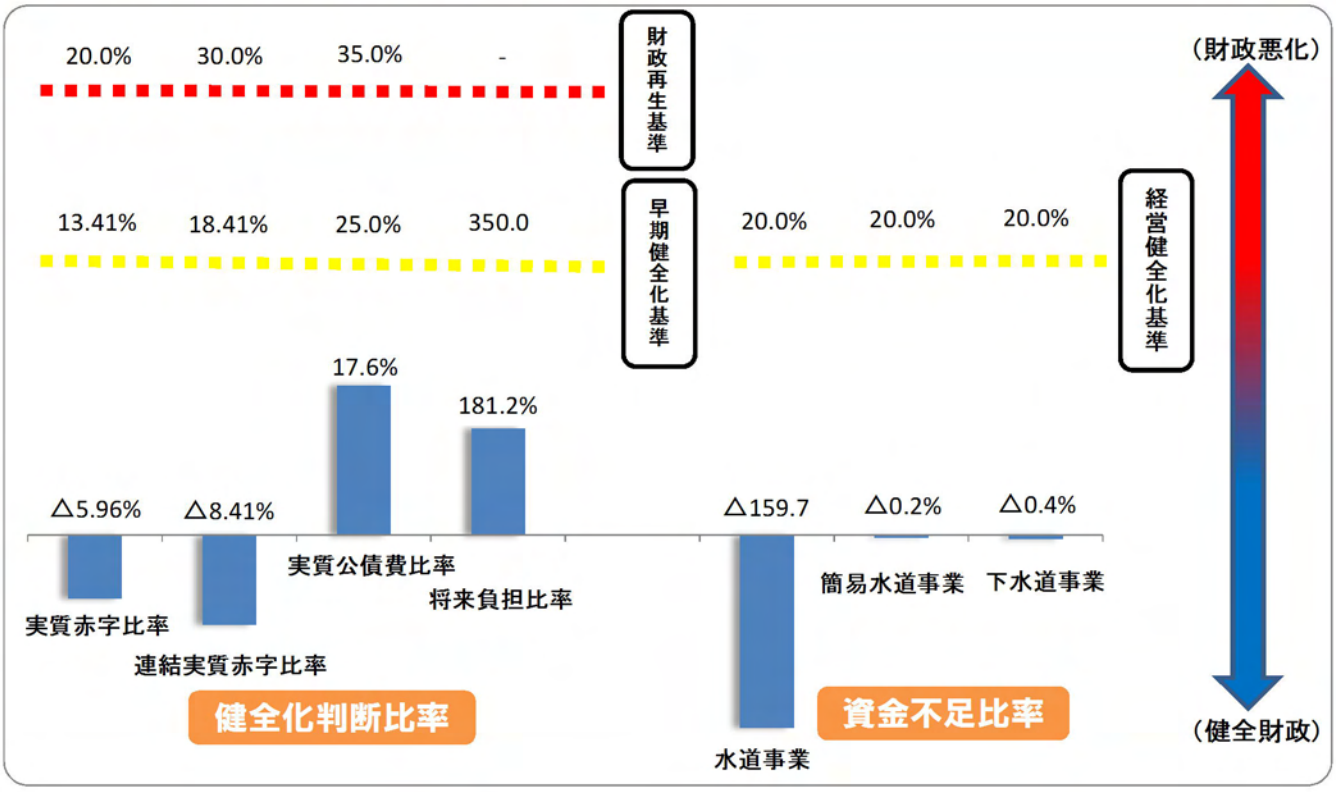

制度解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されています。

（健全財政）←→（財政悪化）

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質収支比率
　連結実質赤字比率
　実質公債費比率
・ストック指標：将来負担比率
三セク等を含めた実質的負債による指標
⇒監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化段階

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部 監査の要求の義務付け
・実施状況を毎年度議会に報告し公表
・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生段階

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
・財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告

阿賀町はすべての指標において「健全段階」であり、早期健全化段階を下回る水準となっています。

健全化判断比率等の対象

健全化判断比率等算定対象会計名称			
阿賀町	一般会計	一般会計等	
	診療所特別会計		
	町営スキー場事業特別会計		
	国民健康保険特別会計	公営事業会計	
	介護保険特別会計		
	水道事業会計		公営企業会計
	簡易水道事業特別会計		
	下水道事業特別会計		
新潟県総合事務組合		一部事務組合 広域連合	
さくら福祉保健事務組合			
新潟県中東福祉事務組合			
五泉地域衛生施設組合			
新潟県後期高齢者医療広域連合			
奥阿賀観光株式会社		地方公社 第三セクター等	
財団法人上川農業振興公社			
株式会社上川温泉			
財団法人三川農業振興公社			
株式会社阿賀の里			
株式会社ホテルみかわ			
有限会社キャニオンパーク新谷			

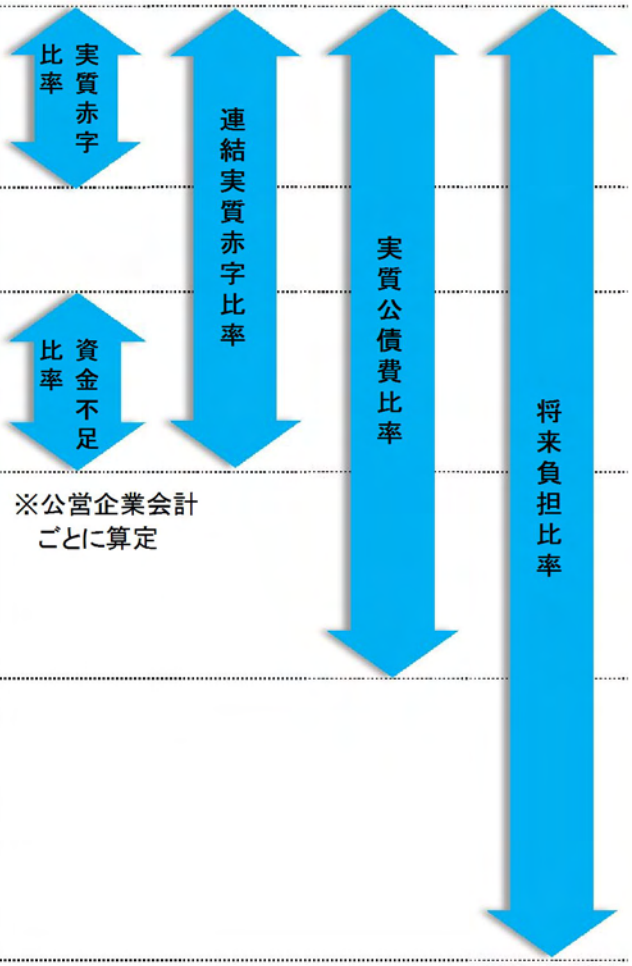

※公営企業会計ごとに算定

実質赤字比率

実質赤字比率とは

当該地方公共団体の一般会計等（一般会計・診療所特別会計・町営スキー場事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、**財政運営の悪化の度合い**を示す指標ともいえます。

実質赤字比率の算定方法

一般会計等の実質赤字額	△ 570,706	＝	実質赤字比率	△5.96%
標準財政規模	9,565,243		早期健全化基準	13.41%
			財政再生基準	20.00%

実質赤字比率の状況

阿賀町の一般会計等の実質収支額は5億7,070万6千円の黒字となっており、前年度に比べ1.8ポイント改善されました。赤字は発生していませんが、今後についても財政の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。

実質赤字比率の推移

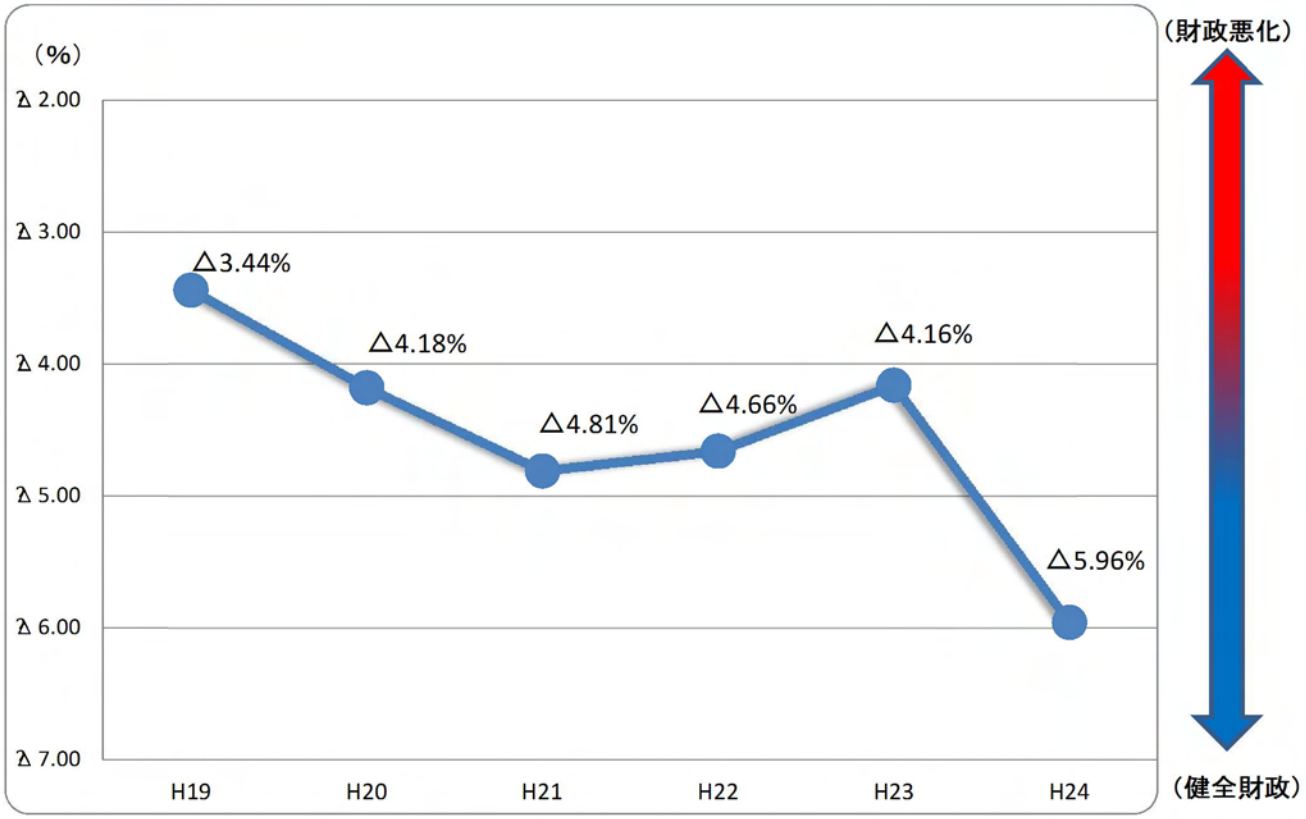

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計（一般会計等・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計（保険事業勘定）・水道事業会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計）を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体全体としての**財政運営の悪化の度合い**を示す指標ともいえます。

連結実質赤字比率の算定方法

連結実質赤字額	△ 805,107	＝	連結実質赤字比率	△8.41%
標準財政規模	9,565,243		早期健全化基準	18.41%
			財政再生基準	30.0%

連結実質赤字比率の状況

阿賀町の全会計においての実質黒字及び資金剰余額の合計は8億510万7千円となり、前年度に比べ1.85ポイント改善されました。実質赤字及び資金不足額は発生していませんが、今後についても財政の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。

連結実質赤字比率の推移

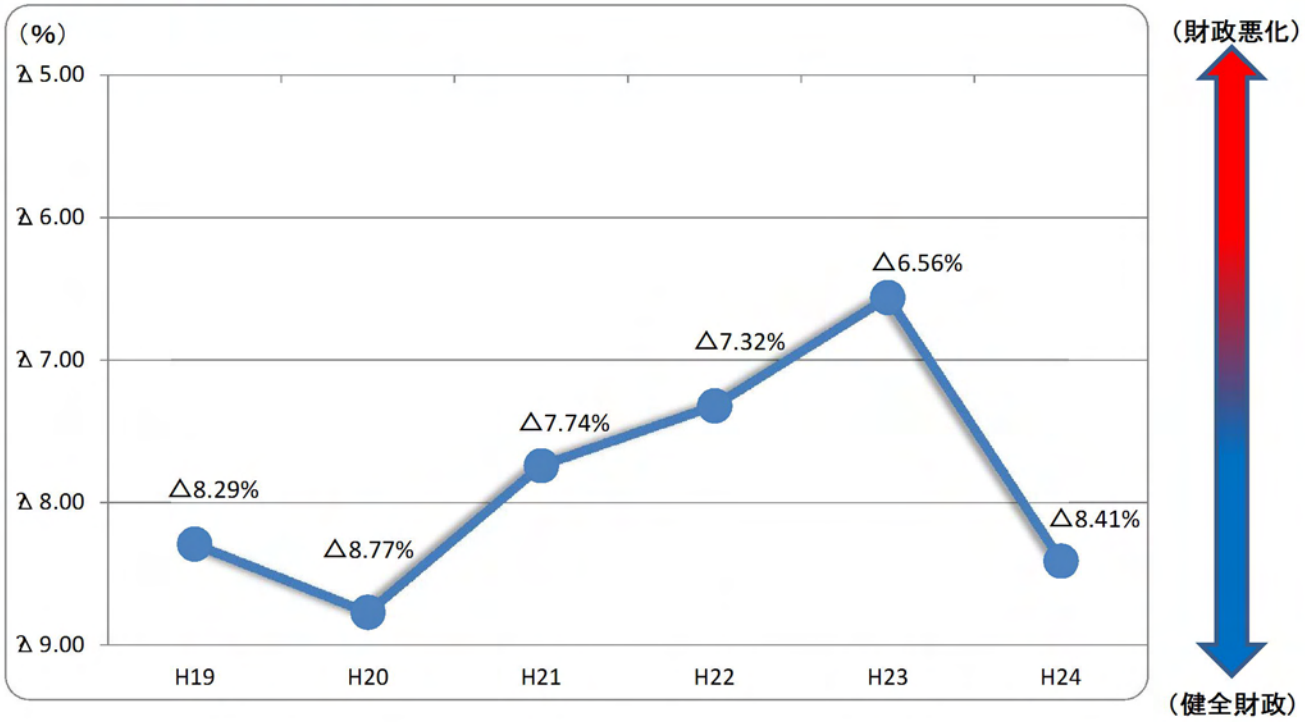

実質公債費比率

実質公債費比率とは

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

実質公債費比率の算定方法

$$\frac{\text{(地方の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} = \frac{1,180,250}{7,114,044}$$

実質公債費比率（3か年平均）	17.6%
早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%

実質公債費比率の状況

阿賀町の実質公債費負担比率は前年度に比べ0.5ポイント改善されたものの、県内平均、全国平均と比べると比率は高く、町債の繰上償還の実施及び新規発行の抑制、特に普通交付税措置のない地方債は発行しない等の徹底した地方債管理が必要となっています。また、公営企業会計への繰出金の増加が比率の悪化に影響しており、公営企業会計において収入確保及び歳出削減に努めることにより繰出金を抑制する必要があります。

実質公債費比率の推移

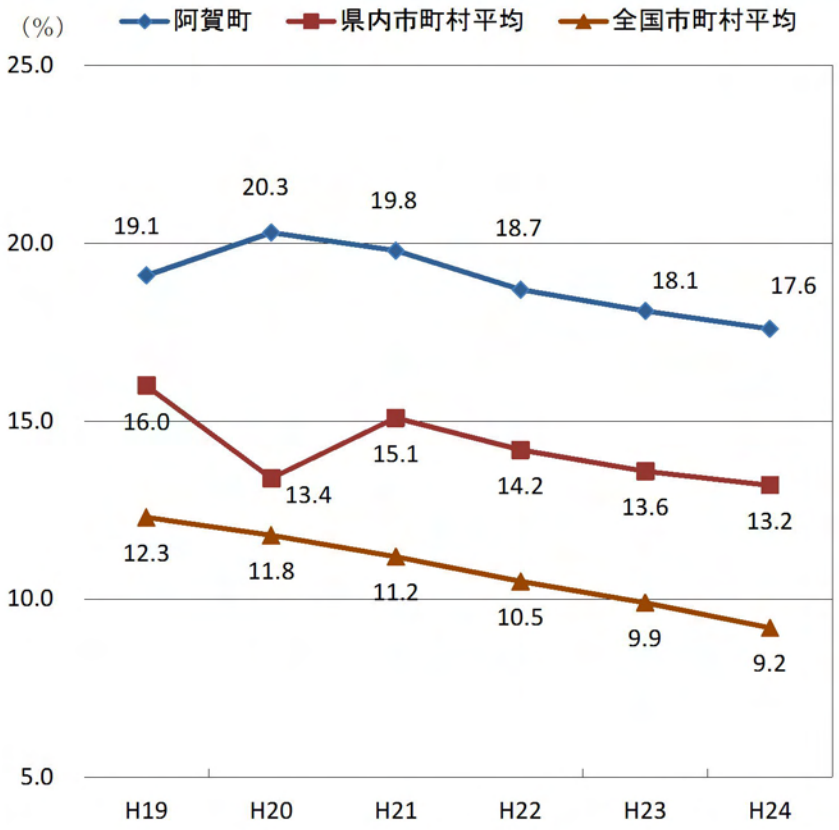

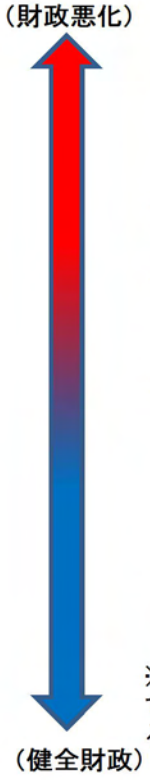

近隣の市を含む県内町村の状況（速報値）

(%)

17.6	阿賀町
15.7	弥彦村
15.5	阿賀野市
15.2	五泉市
13.6	田上町
13.2	県内市町村平均
11.8	関川村
11.3	新発田市
10.31	津南町
9.2	全国市町村平均
9.1	粟島浦村
8.7	出雲崎町
5.2	聖籠町
3.8	湯沢町
△1.1	刈羽村

※各市町村の比率は速報値であるため、今後変更になる可能性があります。

将来負担比率

将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、**将来財政を圧迫する可能性の度合い**を示す指標ともいえます。

将来負担比率の算定方法

$$\frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \text{将来負担比率}$$

将来負担額：12,891,927

標準財政規模：7,114,044

将来負担比率	181.2%

早期健全化基準　350.0%

将来負担比率の状況

阿賀町の将来負担比率は前年度に比べ14.6ポイント改善されましたが、県内平均、全国平均と比べると高い水準にあり、一般会計や公営企業会計の地方債残高が比率を悪化させている要因となっています。このため、町債の繰上償還の実施及び新規発行の抑制、特に普通交付税措置のない地方債は発行しない等の徹底した地方債管理が必要となっています。

将来負担比率の推移

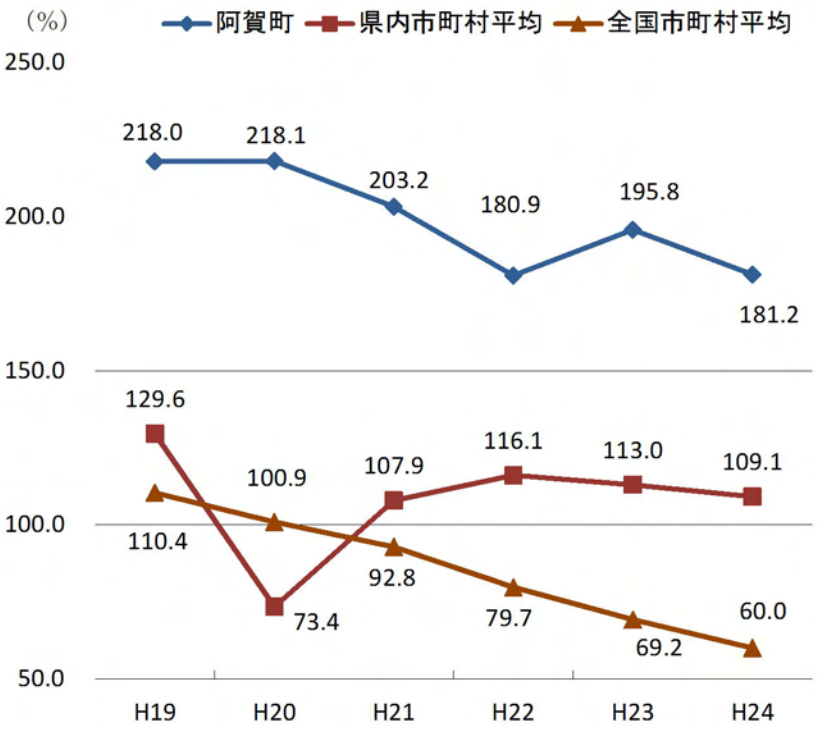

(財政悪化)

(健全財政)

近隣の市を含む県内町村の状況（速報値）

(%)

181.2	阿賀町
137.6	弥彦村
121.5	五泉市
113.0	阿賀野市
109.1	県内市町村平均
90.0	田上町
83.5	津南町
60.0	全国市町村平均
20.4	関川村
－	聖籠町
－	出雲崎町
－	湯沢町
－	刈羽村
－	粟島浦村

※各市町村の比率は速報値であるため、今後変更になる可能性があります。

資金不足比率

資金不足比率とは

当該地方公共団体の公営企業会計（水道事業会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計）ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、**経営状態の悪化の度合い**を示す指標ともいえます。

資金不足比率の算定方法

水道事業会計（公営企業法適用企業）

$$\frac{\text{資金不足額} = \triangle\ 190,033}{\text{事業の規模} = 118,950} =$$

水道事業会計 資金不足比率	△ 159.7 %

経営健全化基準 20.0%

簡易水道事業会計（公営企業法非適用企業）

$$\frac{\text{資金不足額} = \triangle\ 321}{\text{事業の規模} = 139,875} =$$

簡易水道事業会計 資金不足比率	△ 0.2 %

経営健全化基準 20.0%

下水道事業会計（公営企業法非適用企業）

$$\frac{\text{資金不足額} = \triangle\ 621}{\text{事業の規模} = 165,688} =$$

下水道事業会計 資金不足比率	△ 0.4 %

経営健全化基準 20.0%

資金不足比率の状況

阿賀町の資金不足比率はいずれの会計も資金不足額は発生していません。しかし、水道事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を差し引いたものであり、実際の決算上は欠損金を計上していますので、決して経営状況が良いわけではありません。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計についても、一般会計からの繰入金によって収支が黒字となっています。これは一般会計の負担の増や実質公債費比率及び将来負担比率の上昇につながることから経営の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。
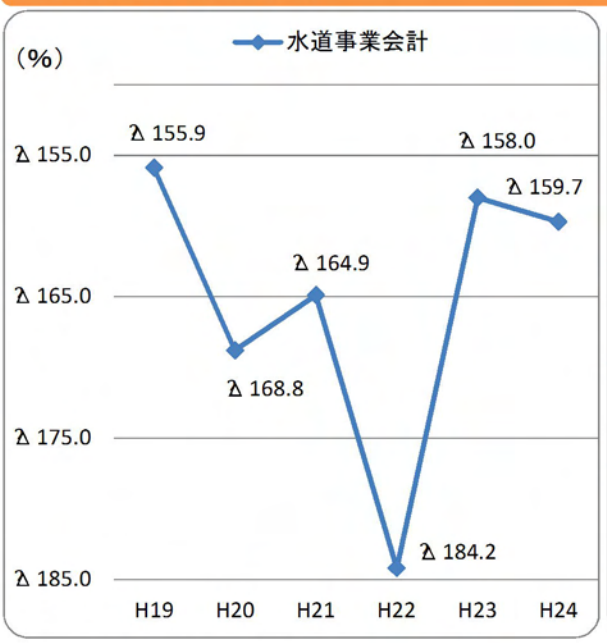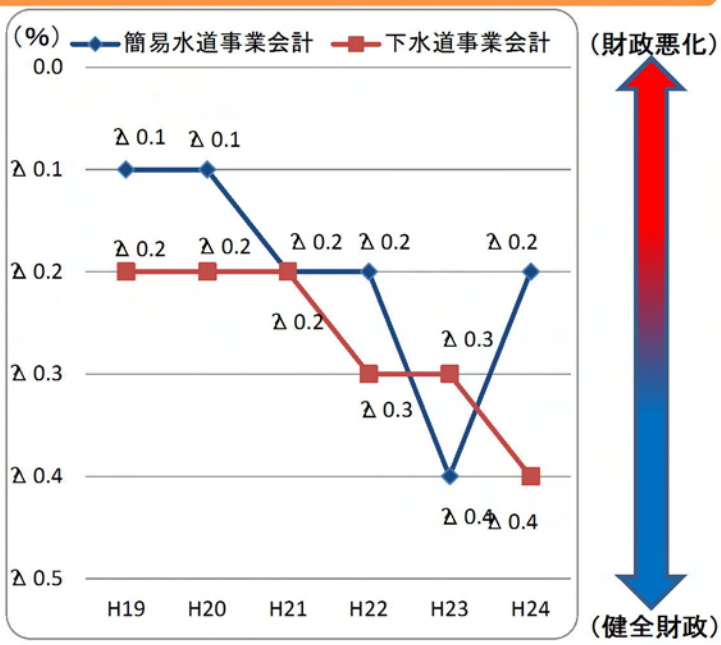
資金不足比率の推移